

# 遠賀町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

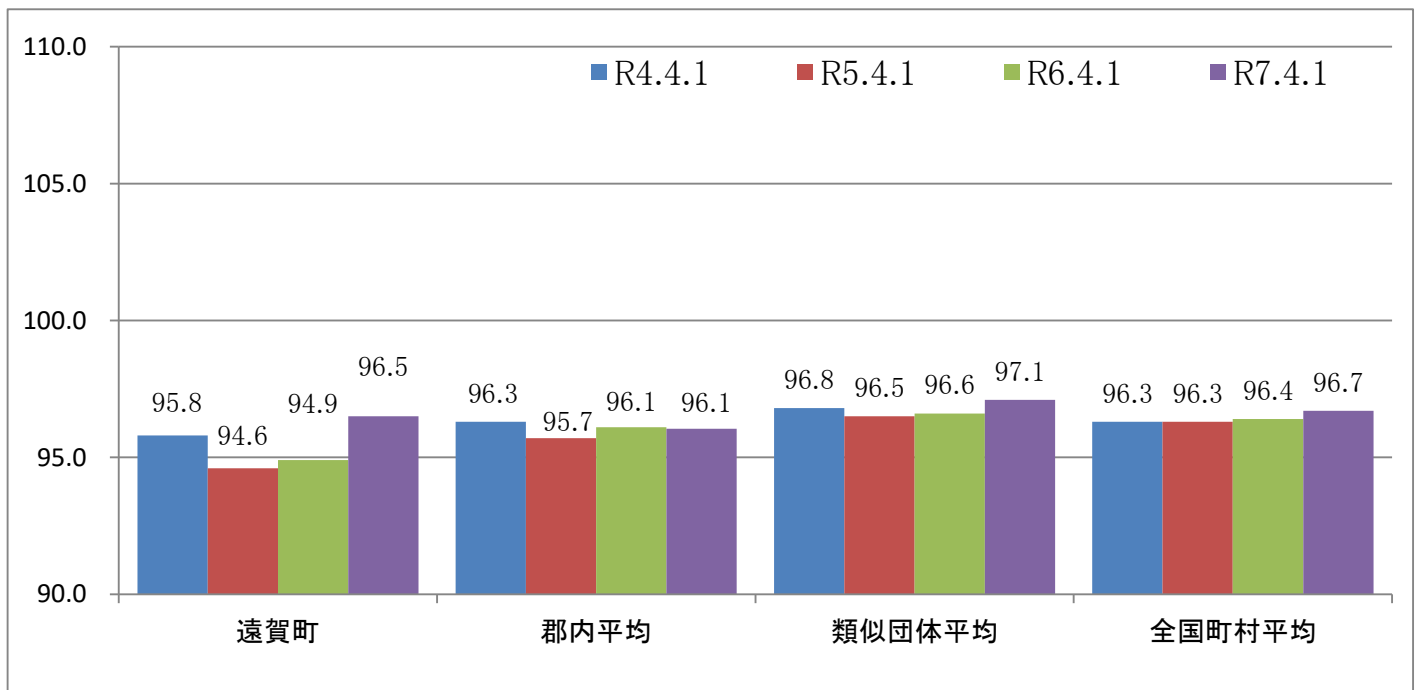
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度人件費率
6年度	18,896 人	9,821,560千円	305,436千円	1,116,007千円	11.4%	11.3%

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
6年度	126 人	420,869 千円	65,905 千円	180,789 千円	667,563 千円	5,298 千円	5,933 千円

- (注) ① 職員手当には退職手当を含みません。  
 ② 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。  
 ③ 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) ① ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 ② 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 ③ ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

① 給料表の見直し【実施】

(実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号付近の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。国の7級以上に該当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは実施していない。

② 地域手当の見直し

(実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	4 %	4 %
遠賀町の支給割合	0 %	2 %	4 %

② その他の見直し内容

扶養手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠賀町	42.0 歳	320,255 円	344,877 円	341,230 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.0 歳	320,262 円	377,211 円	354,841 円

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		遠賀町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数7~9年	経験年数15~19年	経験年数20~24年	経験年数25~29年
一般行政職	大学卒	270,700 円	300,400 円	367,000 円	380,500 円
	高校卒	239,900 円	該当なし	該当なし	該当なし

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

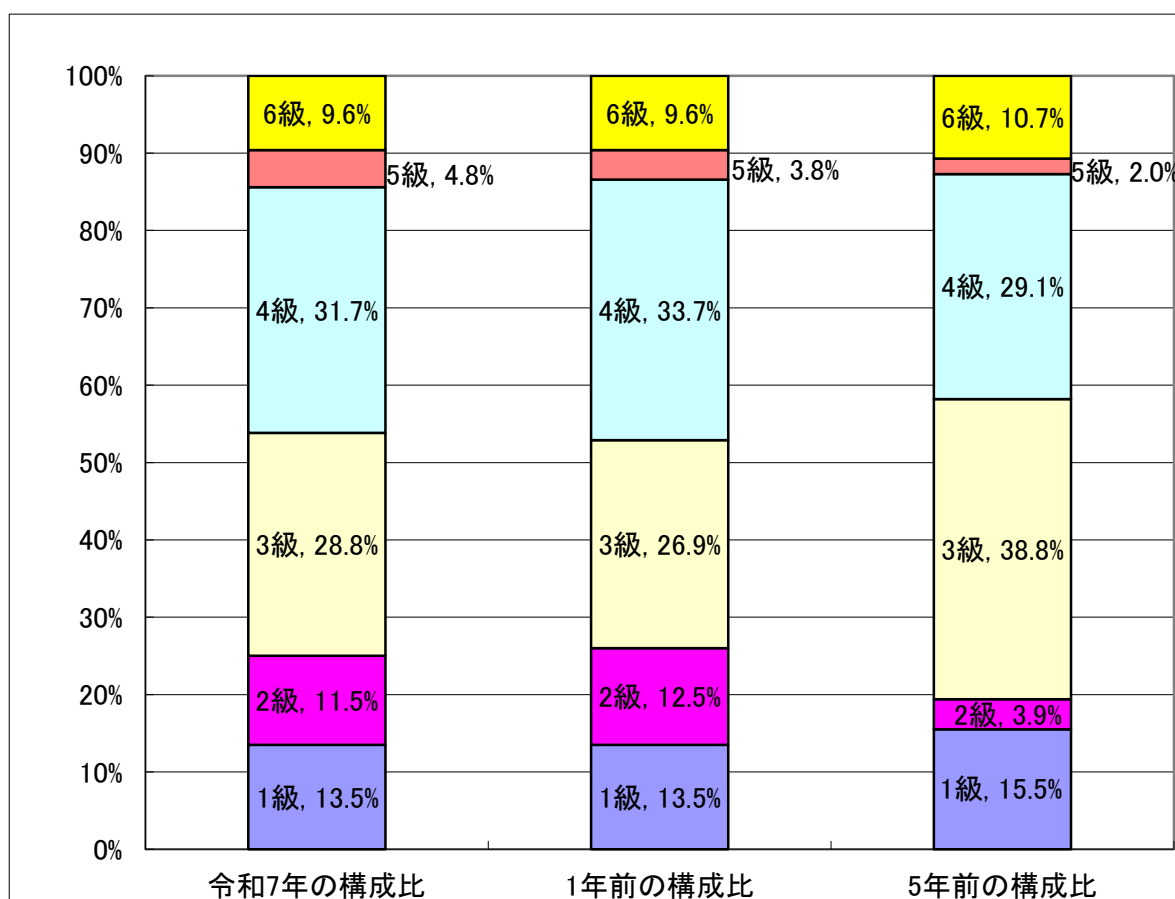
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号級の給料月額	最高号級の給料月額	内訳	職制上の段階
6級	課長	10	9.6	355,200	416,500	課長 10人	課長級 15人
5級	課長・課長補佐	5	4.8	321,300	400,600	課長 5人	
4級	係長・企画主査	33	31.7	298,800	393,300	係長 33人	係長級 33人
3級	主査	30	28.8	265,300	354,700	主査 30人	係員級 56人
2級	主任	12	11.5	230,000	308,500	主任 12人	
1級	主事・主事補	14	13.5	183,500	258,100	主事10人、主事補 4人	

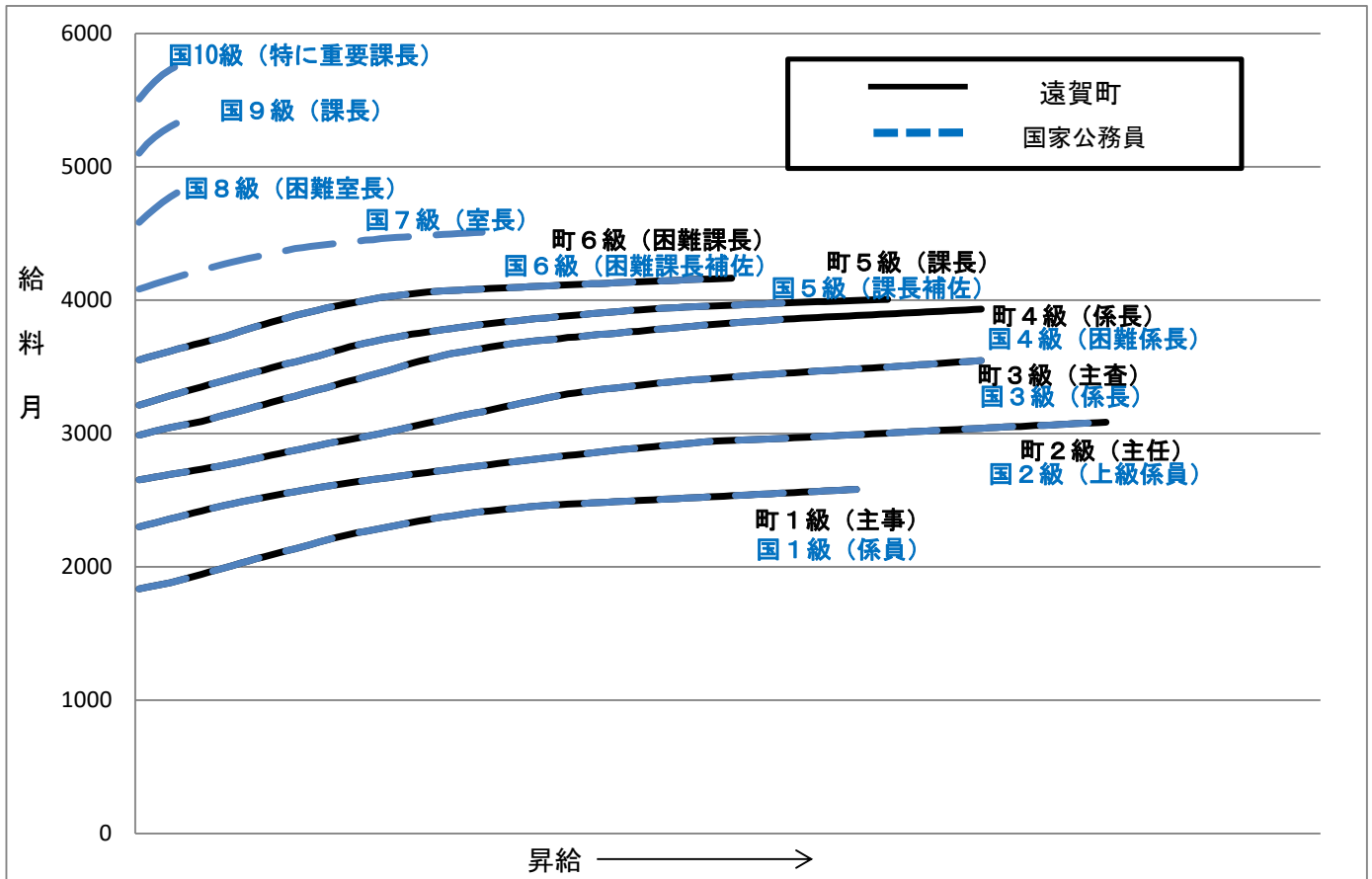
(注)① 遠賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

また、一般行政職とは行政職のうち税務職と保健師職を除いたものです。

② 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(3)国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和7年4月1日)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

遠 賀 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,515 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,731 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 非公表
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

遠 賀 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	13,175,566 円		1人当たり平均支給額	非公表	

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度普通会計決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度普通会計決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
遠賀町	2 %	147 人	4 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度普通会計決算)		108 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度普通会計決算)		36,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		2.34 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度普通会計 決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が、患者、患畜、疑似患者若しくは疑似患畜の護送又は患家、患畜その他の消毒事務に従事したとき		該当なし	1人につき1,500円
行旅病死処理勤務手当	行旅病人・行旅死亡人の処理に従事したとき		該当なし	行旅病人 日額1,500円 行旅死亡人 日額2,000円
税務手当	町税の徴収に従事する徴収係職員		108千円	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度普通会計決算)	27,448 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度普通会計決算)	233 千円
支給実績(5年度普通会計決算)	27,543 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度普通会計決算)	240 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度普通会計決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員の除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

## (6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○配偶者 3,000円 ○子 11,500円(16歳～22歳の子1人につき5,000円加算) ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	11,195 千円	238,187 円
住居手当	○住居を借り受け、月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対してはその家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 ○住居を所有する世帯主である職員に対しては支給なし	同	—	7,477 千円	267,029 円
通勤手当	○交通機関を利用している職員運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合(片道2km以上)使用距離に応じて1,950円～13,650円支給	異	○交通機関利用は同じ ○自家用車等を使用する場合(片道2km以上)使用距離に応じて2,000円～31,600円支給	5,846 千円	60,895 円
管理職手当	○課長 月額51,900円・49,600円 ○課長補佐 月額37,900円	同	—	9,227 千円	615,133 円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料			月 額			等			
給料 報酬	町 長 副 町 長	775,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額							
		627,000	円	880,000	円/	492,000	円	710,000	円/	468,000	円
	議 長 副 議 長 議 員	346,000	円	420,000	円/	280,000	円	291,000	円/	227,000	円
		272,000	円	345,000	円/	192,000	円				
期末 手当	町 長 副 町 長	(6年度支給割合)			6月期 1.50月分 12月期 1.50月分 計3.00月分			特別職加算20%			
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合)			6月期 1.50月分 12月期 1.50月分 計3.00月分			特別職加算20%			
退職 手当	町 長 副 町 長	(算定方式)			(1期の手当額)			(支給時期)			
		給料月額×在職年数×510/100			15,810,000円	任期ごとに支給		給料月額×在職年数×300/100			7,524,000円

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		・退職者を総務課付としたことによる増 ・再任用短時間勤務職員の配置による減 ・機構改革による増 ・機構改革による減
		総務企画	35	37	2	
		税 務	10	9	△1	
		民 生	27	31	4	
		衛 生	10	8	△2	
		農林水産	5	5		
		商 工	3	3		
		土 木	14	14		
	計	107	110	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.72 人)	
	教育部門	12	11	△1	・退職による減	
小 計	119	121	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.72 人)		
公営企業等 会計部門	国民健康保険	2	2		・内定辞退による一時的な減の解消による増	
	後期高齢者医療	1	1			
	介護保険	1	2	1		
	下水道	7	7			
	小 計	11	12	1		
合 計		130	133	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.39 人	
		[ 141 ]	[ 141 ]	[ 0 ]		

(注)① 職員数は一般職に属する職員数です。

② [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	16人	16人	8人	13人	14人	7人	23人	16人	11人	3人	133人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	106	106	105	107	110	4 ( 3.77 % )
教育	12	12	12	12	11	△1 ( △ 8.33 % )
普通会計計	118	118	117	119	121	3 ( 2.54 % )
公営企業等会計計	13	13	12	11	12	△1 ( △ 7.69 % )
総合計	131	131	129	130	133	2 ( 1.53 % )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 職員の福祉の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

遠賀町が加入している福岡県市町村職員共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

☆ 短期給付事業(医療関係等)

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。

☆ 長期給付事業(年金関係)

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。

☆ 福祉事業(健康保持増進事業等)

健康対策関係として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

**(2) 職員の福利厚生状況**

地方公共団体は地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施することが義務付けられています。

遠賀町では、遠賀町職員厚生会が町から助成を受けて各種厚生事業を実施しています。

<参考>

項 目	会 員 数	会 員 掛 金 総 額	町 負 担 金 総 額	掛 金 ・ 町 負 担 金 割 合
令和5年度決算	130人	3,261,111 円	2,617,045 円	1 : 0.80
令和6年度決算	130人	3,333,402 円	2,698,040 円	1 : 0.81

◎ 主な事業内容

レクリエーション(バスハイクなど)、スポーツ大会、クラブ活動助成、予防接種補助など

**(3) 職員の公務災害補償**

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の令和6年度の認定件数は、1件でした。